

し とく 知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当 ☎03-5246-1144

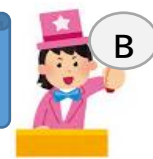
皆さんは、18歳になると成人します。成人すると、保護者の同意なく自分の意思だけで契約ができる、一方、未成年者契約の取り消し権(※)が使えなくなります。

今、しっかりと「契約の知識」を身につけ、消費者被害にあわないようにしましょう。

(※保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利)



消費者カクイズ



クイズ1-1 店舗でシャツを買った。家に帰って着てみたら、少し小さい気がした。
返品できる？

A : サイズ間違いで買ったのだから、返品できる

B : 一旦購入したので、返品できない



クイズ1-2 シャツをよく見ると、縫い目が裂けている所があった。返品できる？

A : 商品の不良なので、返品か交換をしてもらえる

B : 一旦受け取っているので、返品できない

クイズ2-1 インターネットでみつけた赤のスニーカーが気に入り、申し込んだ。
代金を前払いにするか、コンビニ後払いにするか、どちらが良い？

A : 前払い

B : 後払い



クイズ2-2 スニーカーが届いたが、思っていた色より暗い赤だった。返品できる？

A : 画像の色がイメージと違っていたので、返品できる

B : 広告画面に「自己都合の返品はできません」と書いてあったので、返品できない

クイズ3 1週間前、街で声をかけられ、美容院に一緒に行った。「今日だけ、特別に半額」と言われて、5万円の美顔器の契約をした。この契約はやめられる？

A : 街で声をかけられて、店に連れていかれているので、
クーリング・オフ(※)できる

B : 特別に半額で購入しているので、やめられない



(クイズの答えと解説は裏面)

クイズの答えと解説



クイズ1-1 正解：B（一旦受け取っているのに、返品できない）

契約は買主と売主の間で、「買います」「売ります」という意思の一致があった時に成立します。一方の都合で内容を変更することはできません。返品に応じてもらえるかは、店の判断に従うことになります。

クイズ1-2 正解：A（商品の不良なので、返品か交換をしてもらえる）

購入した商品に不具合があった場合は、返品して返金を受けたり、修理を求めたり、不具合のない商品への交換を求めることができます。ただし、返品なのか、修理なのか、交換なのかは、事業者が決めることができます。

クイズ2-1 正解：B（後払い）

通信販売の事業者の中には、商品を送ってこなかったり、偽物を売ったりするような悪質な事業者がいます。通信販売は、遠く離れた事業者と取引することが多く、トラブルがあっても、直接交渉に出向くことが難しい場合があります。トラブルを防ぐためには、後払いを利用したほうが安全です。



個人名義の銀行口座に、お金を前払いすることは絶対にやめましょう。申し込みの前に、事業者の電話番号、所在地、返品条件を必ず確認しましょう。



クイズ2-2 正解：B（広告画面に「自己都合の返品はできません」と書いてあったので、返品できない）

通信販売は、原則として事業者が定めたルールに従って取引します。「商品に不具合がない場合は返品不可」と定められていた場合、返品はできません。

スマホの画面は、実物の色味と違うことが多くありますし、思っていた仕様と違うこともあります。申し込み前に、十分に確認し、わからないことは申し込み前に問い合わせましょう。

クイズ3 正解：A（街で声をかけられて、店に連れていかれているので、クーリング・オフできる）



クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な勧誘による契約などの場合に、一定の期間（取引によって8日や20日など）であれば無条件で契約を解除できる制度。必ず、書面で申し出る必要があります。

キャッチセールスという不意打ち的な勧誘を受けて契約しているので、法律で定められた書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（契約解除）ができます。

右のようにハガキに書いて、特定記録郵便で送ります。（ハガキは出す前に両面コピーをとって保存します。）

ほかにも、消費者契約法による取消しや

未成年者の契約の取消しができる場合があるので、

困ったときは、消費生活センターにご相談下さい。



【ハガキの書き方】

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社 株式会社×××□□営業所

担当者 △△△△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

○○区○○○丁目○番○号

氏名 ○○○○○